

3 青少年のインターネット利用環境に関する公的機関及び民間企業の取組み

(1) 青少年のインターネット利用環境に関連する政策・規制（法律）並びに監督官庁

ア 青少年の個人情報保護

オーストラリアの個人情報はプライバシー法1988年版（Privacy Act 1988⁸¹⁶）によって管理、規制されている。これには個人情報の収集、利用、保管、開示やそれらの情報へのアクセスと修正を含んでいる。情報委員会は、情報の自由、プライバシー、情報政策に対して、責務を担っている⁸¹⁷。

青少年の個人情報保護の規制、管理を担っているのは、プライバシー法1988年版（Privacy Act 1988）である。法改正委員会が2008年に発行したプライバシー法に関するレポートに、青少年のプライバシーに関する法改正案が記述されているが、現行のプライバシー法には個人情報の開示や利用等に関する年齢制限はなく、全てのオーストラリア国民の個人情報の収集や利用、保管、開示はプライバシー法によって管理されている⁸¹⁸。また、通信省が管理を担当しているStay Smart Onlineのウェブサイト⁸¹⁹では、インターネットの利用に関する危険性と個人情報を守るための手順等を提供している。

情報委員会（Office of the Australian Information Commissioner）は、青少年の個人情報保護に関連して、2013年4月に「プライバシー法の下、個人情報を守るための適切な手順を示したガイドライン（Reasonable steps to protect personal information）」を策定し、2014年の8月初旬には、ガイドライン改正草案が発表されている⁸²⁰。この改正草案では新たに、状況ごとの適切な手順、方法の参考例が提供されており、改正案に関する意見の提出は同年の8月27日まで行われた。

情報委員会のプライバシーに関する経年調査によると、個人情報漏洩に対する危機感が高まっており、48%がソーシャルメディアは多大なプライバシーリスクを背負っ

⁸¹⁶ Office of the Australian Information Commissioner, The Privacy Act.
<http://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-act/the-privacy-act>（基準日2014年11月2日）

⁸¹⁷ Office of the Australian Information Commissioner, What we do.
<http://www.oaic.gov.au/about-us/what-we-do/what-we-do>（基準日2014年11月2日）

⁸¹⁸ Australian Law Reform Commission, Existing Australian laws relating to privacy of individuals under the age of 18. <http://www.alrc.gov.au/publications/68.%20Decision%20Making%20by%20and%20for%20Individuals%20Under%20the%20Age%20of%2018/existing-australian-laws>（基準日2014年11月2日）

⁸¹⁹ <http://www.staysmartonline.gov.au/home>（基準日2014年11月2日）

⁸²⁰ Office of the Australian Information Commissioner, Revised Guide to information security: 'Reasonable steps' to protect personal information.
<http://www.oaic.gov.au/images/documents/privacy/engaging-with-you/current-privacy-consultations/revise-d-guide-to-information-security-consultation-draft.pdf>（基準日2014年11月2日）

ていると考えている⁸²¹。ソーシャルメディアのプライバシー保護については、十分信用に値すると考えているのは、10人に1人もいなかった。また、IDなりすまし詐欺や盗難、データ保護、会計情報の漏洩等を危険視する声も多い。更には、ウェブサイトやスマートフォンのアプリがユーザーの個人情報を収集していることに関しても、不快な気分になると示している。

オンラインユーザー全体の内半分程度は、オンライン個人情報規約内容を確認していないが、個人情報を守るため、習慣的に名前や情報を偽るユーザーも3分の1程度存在している。

イ ネットいじめ

現在オーストラリアには、ネットいじめの取締りを目的とした法整備は行われていないが、ネットいじめを犯した者に適用できる法律が複数存在し、14歳以上が刑法上の責任に問われる⁸²²。また、法律を適用する場合、州法と連邦法のどちらが優先されるかも議論の対象となる。

表106 ネットいじめに該当する法律一覧

該当法律	抄 訳
The Commonwealth Criminal Code Act 1995: Misuse of Telecommunication Service	連邦刑法：通信サービスの不正使用
The Crime Act 1900: Assaults, Intimidation and Harassment at School (NSW)	ニューサウスウェールズ州刑法1990年版：学校での攻撃、脅迫といやがらせ
Stephens v. Myers	判例法（ステファンv. マイヤーズのケース）
Stalking and Harassment in all Jurisdictions	ストーキングとハラスメントに関する法律
Criminal Defamation in all Jurisdictions	中傷に関する法律

（出典：各省庁の文献をもとに作成）

2014年1月22日、通信省は、青少年に対するインターネットの安全性確保について討議書を提起し、保護者、学校、青少年や業界関係者から意見を求めている。その結果を踏まえ、子供のための安全委員会設置、ソーシャルメディア上での、ネットいじめに関するコンテンツ除去スキームの導入、オーストラリアの子供をターゲット

⁸²¹ News.com.au, Australian Increasingly worried about online privacy, 48 percent says social media is biggest privacy risk.
<http://www.news.com.au/technology/australians-increasingly-worried-about-online-privacy-48-per-cent-say-social-media-is-biggest-privacy-risk/story-e6frfro0-1226735140090>（基準日2014年11月2日）

⁸²² Cyberbullying in Australia, Where does Cyber-bullying fit in the Current Australian Criminal Framework?
<http://cybercrime2013.wordpress.com/findings-and-research/where-does-cyber-bullying-fit/>（基準日2014年11月1日）

にした、ネットいじめコンテンツのオンライン投稿者に対する安全委員会からの通知体制を盛り込んだ法案を2015年までに議会提出すると発表している⁸²³。

また、政府は2014/15年度に、子供のためのインターネット安全性向上のため、予算AU\$1,000万を計上した⁸²⁴。予算の内訳として、AU\$750万は学校での教育プログラムに充て、\$240万を子供のためのインターネット安全委員会の設置に、残りのAU\$10万を国民のサポートに使用する。

民間団体であるRaising Children Networkのウェブサイトでは、保護者向けに、ネットいじめから子供を守る方法等の情報提供を行っている⁸²⁵。

ウ 児童売春等の青少年を性的行為に誘引する行為

オーストラリアでは青少年の性的行為への誘引は、州ごとに異なる法律で罰せられる。

表107 オーストラリアにおける州別の青少年性的行為への誘引に対する法律

地域	法律	最大刑罰	年齢区分
州連邦	刑法1995年版474条26項	15年の懲役刑	16歳未満
	刑法1995年版474条27項	12年の懲役刑(27項3則に該当する場合は15年の懲役刑)	16歳未満
首都特別地域	犯罪法1900年版66条	第1項に該当する場合、10年の懲役刑(初版の場合は5年の懲役刑)	16歳未満
		第3項に該当する場合、罰則点数100点と5年の懲役刑のどちらか、また両方	16歳未満
クイーンズランド州	刑法1899年版218A条	第1項に該当する場合、5年の懲役刑	16歳未満
		第2項に該当する場合、10年の懲役刑	12歳未満
ノーザンテリトリー	刑法131条	第1項に該当する場合、3年の懲役刑	16歳未満
		第2項に該当する場合、5年の懲役刑	16歳未満
	刑法132条	第2項に該当する場合、10年の懲役刑	16歳未満
		第4高に該当する場合、14年の懲役刑	10歳未満
ニューサウスウェールズ州	犯罪法1900年版(2007年性犯罪法改訂) 66EB条	第2A項a則に該当する場合、15年の懲役刑	14歳未満
		第2A項b則に該当する場合、12年の懲役刑	16歳未満
		第2B項a則に該当する場合、12年の懲役刑	14歳未満
		第2B項b則に該当する場合、10年の懲役刑	16歳未満

⁸²³ Department of Communications, Public consultation on Enhancing Online Safety for Children.
http://www.communications.gov.au/funding_and_programs/online_safety/discussion_paper_enhancing_online_safety_for_children (基準日2014年11月2日)

⁸²⁴ Department of Communications, Online Safety.
http://www.communications.gov.au/online_safety_and_security/online_safety (基準日2014年11月2日)

⁸²⁵ Raising Children Network, Cyberbullying
http://raisingchildren.net.au/articles/cyberbullying_teenagers.html (基準日2014年11月2日)

南オーストラリア州	統合刑法1963年版63B条	第1項a則、第3項a則に該当する場合、10年の懲役刑	16歳未満
		第1項b則、第3項b則に該当する場合、12年の懲役刑	12歳未満
タスマニア州	刑法1924年版125D条	最大刑罰の明記なし。裁判所の裁定で最大21年の懲役刑	17歳未満
西オーストラリア州	刑法204B条	第2項に該当する場合、5年の懲役刑	16歳未満
		第3項に該当する場合、10年の懲役刑	13歳未満

(出典: 犯罪学研究所: Online child Grooming Laws, Table 1: Offences using ICT to procure or groom children for sexual contact⁸²⁶)

ニューサウスウェールズ州政府は児童保護の強化を図っており、子供に関する性的犯罪者がひそかに名前を変えて生活していた場合、5年間の懲役に科される⁸²⁷。また新たな改正により、10歳以下の子供を故意にけがをさせた場合にも、逮捕される可能性があるという警察大臣は述べている。

改正後も、性犯罪で服役した者は、名前の変更を申請することができるが、被害者によって名前の変更が拒否される場合もあり、また警察の監視も強化されることになるとしている。今回の改正では、罰金等の罰則も大幅に引き上げられ、児童の性犯罪に関わっており、名前を変えていた場合、被疑者に科される罰金は改定前のAU\$550からAU\$55,000まで跳ね上がった。

また、罰金だけでなく、同時に懲役5年に問われる可能性がある。犯罪者たちは政府によって登録され、職種、メールアドレス、コンピュータでのログインや車の免許番号、旅行予定等の報告義務があったが、これに加えて車のレンタルや携帯電話番号等も報告しなければならなくなった。

児童売春のような性的行為への誘引は、チャットルームを利用して行われるケースが確認されている。インターネット性犯罪者たちは、チャットルームを通じて、子供たちと友好的な関係を築き上げ、個人情報や写真の入手又は実際に会うことを目的としている。Stay Smart Onlineでは、子供に対して、チャットルームの危険性について、保護者の教育が重要になるとアドバイスし、情報提供を行っている。また、ThinkUKnowのウェブサイトでは、子供が性的行為へ誘引されている際によく見られるサインと、それを発見した保護者が取るべき行動についてアドバイスを行っている。

⁸²⁶ Australian Institute of Criminology, Online child grooming laws.
<http://www.aic.gov.au/publications/current%20series/htcb/1-20/htcb017.html> (基準日2014年11月2日)

⁸²⁷ Gold Coast Bulletin, Tougher measures for child sex offenders.
<http://www.goldcoastbulletin.com.au/news/breaking-news/tougher-measures-for-child-sex-offenders/story-fnjbnvyk-1227019474375> (基準日2014年11月2日)

ニューサウスウェールズ州政府図書館が2007年に行った「子供をインターネット性犯罪者から守るための調査」⁸²⁸によると、22%の保護者は、子供のインターネット利用に際して、性的行為への誘引を最も不安視しており、15%は、チャットルームの利用を禁止していた。チャットルームの利用は認めているが、制限をしている保護者は全体の13%であった。

エ 児童ポルノ

オーストラリア国内での児童ポルノを規制する法律としてはCriminal Code Act 1995 (s 474.20) が該当する。この法律では、児童ポルノ画像の所有、作成、配布、輸入、輸出及びインターネット上での児童ポルノへのアクセスを規制している。犯罪を犯した者は、最大AU\$275,000の罰金及び最高10年の禁固刑の可能性がある。オーストラリアでは、州ごとに違う法体系を持っており、児童ポルノ規制にあたる法律は州ごとに、微妙に異なる。

近年オーストラリアでは、ポルノ画像の拡散増加が問題視されており、一部の幼児性愛者やペドフィリアの間では通貨として扱われている。オーストラリア連邦警察によると、犯罪者のコンピュータに保存されていた性的虐待映像やポルノ画像の数は、以前は数百単位であったが、今ではその数が急激に増え、10万～100万単位のケースが多くなっている⁸²⁹。

現実には、子供に対する性犯罪者数が急激な増加傾向にあるわけではないが、インターネット上に画像や動画が無数にアップロードされていることが原因だと考えられている。また、児童ポルノ関連で逮捕されたのは2011年度では180人であったが、これは前年度と比較して30%増加している。そのためオーストラリア連邦警察は、新たに児童ポルノや児童の性的虐待に関する法律を整備し直さなければならないとしている。

オ リベンジポルノ

オーストラリアでは、未だリベンジポルノに対抗する法律の整備はできていない。ビクトリア州は唯一オーストラリアでリベンジポルノに向けた対策を講じている州⁸³⁰

⁸²⁸ NSW PARLIAMENTARY LIBRARY RESEARCH SERVICE, Protecting children from online sexual predators.
[http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/3043e49ab3f4abf9ca2573530006f989/\\$file/dealing%20with%20online%20predatorsfinal&index.pdf](http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/3043e49ab3f4abf9ca2573530006f989/$file/dealing%20with%20online%20predatorsfinal&index.pdf) (基準日2014年11月9日)

⁸²⁹ News.com.au, Police fears Child prostitution.
<http://www.news.com.au/national/child-porn-epidemic-in-australia/story-e6frfkvr-1226265300949> (基準日2014年11月3日)

⁸³⁰ ビクトリア州がオーストラリアで初のリベンジポルノを規制する法律を策定しており、自分以外の誰かの裸体等を含む写真の送信等が罰則対象となる。

になり、本人の同意なしに、脅迫になりかねない写真をアップロードすることを犯罪とみなすとしている⁸³¹。

他の州では現段階では法律は設立されておらず、ビクトリア州に次いで、規制に関する法律への議論が続いている。政府の意見として、現状でもリベンジポルノは取り締まることが可能であると考えている。これは1995年に制定された刑法に、インターネットを利用した性的な辱め等の攻撃行為が罰せられると記されているからであり、リベンジポルノもこの部分に該当する可能性がある。その他にも卑猥、下品なコンテンツを取り締まる法律も、リベンジポルノに関連性があるとされている。

しかしながら、政府の意見とは反対に、現行の嫌がらせやハラスメントを取り締まる法律は、リベンジポルノに対して適当ではなく、新たにリベンジポルノを正確に取り締まる法律が必要であるとの意見もある。

オーストラリア連邦警察によると、リベンジポルノは非常に難しい問題で、被害者にとっては非常に腹立たしいが、仮に自分の写真がリベンジポルノウェブサイトに乗っていたとしても、ウェブサイト運営者に削除要請をしてはならないとアドバイスしている。そうすることによって、警察の調査がより早い解決につながると考えている。

カ ウェブサイト運営者等が青少年による有害情報の閲覧を制限する措置等を取った場合における民事責任

1995年制定の刑法細則C (Criminal Code ACT 1995, Part 10.6, Division 474.25, Subdivision C) には、インターネット・サービス事業者及びインターネットコンテンツホスティングが、児童ポルノや児童虐待に関するコンテンツへのアクセスにサービスが使用されていると気づいた場合、連邦警察にその詳細を届け出なければならないと規定されている⁸³²。

通信・メディア庁が、ウェブサイトに記載されているコンテンツを違法とみなし、インターネット・サービス事業者に対して、アクセス制限やコンテンツ削除の通告を出した場合、該当する有害情報を削除及びアクセス制限を敷く責任がサービス事業者にある⁸³³。また、責任を負うのは、違法コンテンツを提供、アップロードした組織や個

⁸³¹ The guardian, Sexting: Victoria makes it an offence to send explicit images without consent. <http://www.theguardian.com/world/2013/dec/12/sexting-victoria-makes-it-an-offence> (基準日2014年11月3日)

⁸³² Criminal Code Act 1995. <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008C00291> (基準日2014年11月3日)

⁸³³ Australian communications and Media Authority, Service provider responsibility. <http://www.acma.gov.au/Industry/Internet/Licensing--I-want-to-be-an-ISP/Carriage-service-provider-rule/s/service-provider-responsibilities#isps> (基準日2014年11月3日)

人であるため、インターネット・サービス事業者が、有害情報へのアクセス制限及び削除を行っても、民事責任は問われない⁸³⁴。というのが、一般的な見解である。

通信・メディア庁が作成した業界基準及び実務規範をインターネット・サービス事業者は遵守する義務があり、従わない場合の罰則として、業界団体の権利、権限の剥奪がなされる。また、通信・メディア庁の違法コンテンツ削除通知に応じなかった場合、2014年度では個人の場合AU\$8,500の罰金が削除されるまで毎日科され、法人の場合最大で1日AU\$42,500が科される。

キ 現在検討中の青少年のネット利用環境に関する新しい政策・規制とその背景

現行政府は、子供のためのオンライン安全性の向上方針策(The Coalition ' s Policy to Enhance Online Safety for Children) を検討している。基本方針の一つである、子供のインターネット安全委員会のトップには政府高官を任命し、通信業界や子供たちとの接点となり、オンラインの安全性を改善する方針を作成していくことが与えられた責務の一つとなる。

2013年9月に発表された子供のためのオンライン安全性の向上方針策の基本方針は次のとおりである。

- 子供インターネット安全委員会の設置を含む、インターネット規制に関する団体の合同事業の促進
- 効率的なフィードバックシステムの設立
- ネットいじめを犯罪として取り扱うこと
- 保護者へのサポート
- 学校へのサポート

(2) インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング等の閲覧防止策

ア 閲覧防止策の動向

オーストラリアでは親の監視により有害情報等の閲覧を防止することは一般的で、実際に子供がインターネットを使用しているときに、子供の動向を監視する親は多い。11歳～16歳とその保護者を対象とした2011年に行われた調査⁸³⁵では、親が子供のインタ

⁸³⁴ Australian communications and Media Authority, Service provider responsibility.
<http://www.acma.gov.au/Industry/Internet/Licensing--I-want-to-be-an-ISP/Carriage-service-provider-rules/service-provider-responsibilities#isps> (基準日2014年11月3日)

⁸³⁵ Green, L & Brady, D & Olafsson, K & Hartley, J & Lumby, Catharine, Risks and Safety for Australian Children on the internet. arc centre of excellence for creative industries and innovation.
https://www.ecu.edu.au/__data/assets/pdf_file/0009/294813/U-Kids-Online-Survey.pdf (基準日2014年10月31日)

ーネット利用に介在することを親子共に、賛成している割合は、60%となっており、これはヨーロッパ25カ国に比べ、10%低くなっている。

安全性について親がサポートする主な方法として、情報が見つけれない等問題が起きたときに手助けをする(79%)、インターネットを安全に使う方法を教える(75%)、良い・悪いウェブサイトについて説明する(74%)があげられる。

11歳～16歳とその保護者を対象とした2011年に行われた調査⁸³⁶では、子供のインターネット利用に際してフィルタリングシステムを導入しているのは、親全体の45%であった。また、36%の親は、特定のウェブサイトを遮断又はフィルタリングしていた。15歳～17歳のインターネット利用者の内、19%はフィルタリングソフトを使用している。

15歳～17歳のインターネット利用者の内、91%はコンピュータにアンチウイルス、ファイアウォールソフトを導入していた。インターネット・サービス事業者に対して、強制的なブロッキングシステム(強制フィルタリングシステム)の導入について、オーストラリアでは議論が続けられているが、禁止されていないウェブサイトまでブロックされるという、技術的な問題も指摘されており、現状では導入は進んでおらず、政府指定のアクセス制限ウェブサイト以外では、あまり有効活用されているとは言えない。

保護者や友達、学校の先生によって監視又は何らかの形で子供たちは見守られていると考えている子供たちが97%であった。25%の子供たちは、これらの監視を多少なりとも無視しており、5%は監視されようとも完全に無視していると答えた。97%子供たちは、少なくとも1度は、学校の先生が何らかの形で子供たちのインターネットアクティビティに介入していると回答しており、これはヨーロッパ諸国の平均であった73%よりも、はるかに高かった。

2011年6月に、オーストラリア大手インターネット・サービス事業者である、テレストラ(Telstra)とオプタス(Optus)が、通信・メディア庁や国際機関が作成したリストに基づくウェブサイトへのアクセスを自主的にブロックするシステムの導入を発表している。

⁸³⁶ Green, L & Brady, D & Olafsson, K & Hartley, J & Lumby, Catharine, Risks and Safety for Australian Children on the internet. arc centre of excellence for creative industries and innovation.
https://www.ecu.edu.au/__data/assets/pdf_file/0009/294813/U-Kids-Online-Survey.pdf (基準日2014年10月31日)

イ 行政措置

違法情報や有害情報の取り締まりを行っているのは通信・メディア庁になり、放送サービス法1992年版⁸³⁷ (Broadcasting service Act 1992) に基づいて行われている。また、通信・メディア法(Australian Communications and Media Authority Act 2005⁸³⁸) 2005年版の第2部(Part 2: ACMA's establishment, functions, powers and liabilities)は、通信・メディア庁の行動規範を説明している。

インターネット・サービス事業者は、通信・メディア庁が作成している業界基準や実務規範に沿わなければならないが、違反した場合、業界団体の権利・権限が剥奪される可能性が生じる。また、通信・メディア庁の通告に従わず、違法コンテンツを表示し続けた場合、インターネット・サービス事業者は、個人の場合で一日AU\$8,500、法人で最大一日AU\$42,500の罰金が科される⁸³⁹。

現在政府は、子供のためのインターネットの安全性の向上方針に基づいて、安全にインターネットを利用できる環境を創り上げようとしており、これには、子供のためのインターネットの安全委員会の設置、違法や有害なコンテンツに関する問い合わせサービスの充実、法律や規制の見直し等が含まれる。通信庁はインターネットの安全性を高めると同時に、ネットいじめを解決へ導くアドバイス等を考えており、インターネットの安全問題に関連して、新たに法律や解決策の提示を早急に行わなければならないとしている。

教育省(Department of Education)は、通信省やその管轄下にある通信・メディア庁と協力し、インターネット環境の改善を目指したインターネット利用教育プログラム(Safe School Hub、Bullying No Way!、Cyber Smart Program等)を、オーストラリア全土の学校に提供している。

⁸³⁷ Broadcasting Service Act 1992. Available from: <http://www.comlaw.gov.au/Series/C2004A04401> (基準日2014年10月31日)

⁸³⁸ Australian Communications and Media Authority Act 2005. Available from: <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2005A00044> (基準日2014年10月31日)

⁸³⁹ Australian Communications and Media Authority, Service Provider Responsibilities. <http://www.acma.gov.au/Industry/Internet/Licensing--I-want-to-be-an-ISP/Carriage-service-provider-rules/service-provider-responsibilities#isps> (基準日2014年11月8日)

(3) インターネット上の情報の分類（レイティング・ゾーニング等）

ア レイティングとゾーニング

現在オンラインコンテンツを含むメディアコンテンツの管理行政は通信省（Department of Communications）に所属する通信・メディア庁（Australian Communications and Media Authority）が行っている。

通信・メディア庁は、「放送サービス法1992年版（Broadcasting Services Act 1992）」を基準に設立されており、オンラインコンテンツに関し、インターネットや携帯電話における有害、違法コンテンツへの対応として以下の活動を行っている。

- 海外有害ウェブサイトのブラックリスト保持
- 違法活動と判断されるウェブサイトの規制
- インターネットに関係した調査研究
- 海外研究機関との連携調査
- スパム対策法の制定
- 業界実務規範の策定
- 法律に基づくコンテンツ分類による規制

表現作品におけるレイティングとゾーニングの違いを表すと、レイティングは完全に年齢規制という形で区分される区分方法であり、ゾーニングは当該コンテンツ自体が、どのカテゴリーに属するのか、という区分のことを指す。

オーストラリアのインターネットコンテンツの場合は、1992年放送サービス法（Broadcasting Services Act 1992）の 附則⁸⁴⁰, ⁷⁸⁴¹に基づいた「分類（classification）」によって、コンテンツがこういった内容で、制限あるいは禁止カテゴリーに属する内容を含むのかを見極めた上で仕分ける。これが「レイティング」にあたる。

この分類は特に年齢的に若い利用者を不適切又は危険な内容から守ることを目指して作成されている。その上で、この分類を基準にしてインターネット上に存在する様々なコンテンツは、その内容にあったカテゴリーに仕分けされる。制限コンテンツに分類された内容を含むウェブサイトでは、年齢確認が義務付けられており、この年齢確認が「ゾーニング」の一種とみなされている。

⁸⁴⁰ インターネット・サービス事業者に関する産業コードにより、取り扱われる事柄を含む。

⁸⁴¹ 商業コンテンツ事業者に関する産業コードにより、取り扱われる事柄を含む。

オーストラリアにおけるレイティングの種類は下記のとおりである。

(a) 注意カテゴリー

注意カテゴリーとは、映画やコンピュータゲームの視聴や利用に関するカテゴリーで、法的制限はないが注意が必要とされる。「一般（G：General）」、「保護者の監督（PG：Parental Guidance）」、「大人向け（M：Mature）」の三分類が注意カテゴリーに該当する。

表108 注意カテゴリーの分類

分類名	概要
一般（G：General）	誰にでも視聴、利用可能なコンテンツ。子供にほとんど影響を及ぼさない。また該当コンテンツが必ずしも子供向けであるというわけではない。
保護者の監督（PG：Parental Guidance）	子供にわずかな影響しか与えないが、子供が混乱あるいは動揺するような内容が含まれるコンテンツ。15歳未満の子供は、保護者の監督の下で視聴することを推奨されている。
大人向け（M：Mature）	暴力表現やヌードが多少含まれている可能性があるため15歳以上の視聴や利用を推奨されているコンテンツ。15歳未満の視聴は推奨されていないが、法的な制限は存在しないため視聴・利用することはできる。子供が視聴、利用しても大丈夫かを保護者が判断する際、映画やコンピュータゲームの内容をあらかじめ調べておく必要がある。

(出典:Australian Classification 掲載の資料を元に作成)

(b) 制限カテゴリー（一般の映画やコンピュータゲーム）

制限カテゴリー（一般の映画やコンピュータゲーム）とは、一般の映画やコンピュータゲームを視聴・利用するにあたって、法的制限があるカテゴリーである。以下分類が設定されている。

表109 制限カテゴリー（一般の映画やコンピュータゲーム）の分類

分類名	概要
大人の同伴必須（MA15+：Mature Accompanied）	視聴・利用したものに与える影響が大きいとされているコンテンツ。視聴や利用は法的に15歳以上に限られている。このカテゴリーに該当するコンテンツは性的なシーンや薬物利用等内容を含む場合がある。また、MA15+の映画やコンピュータゲームをレンタル又は購入する際に、年齢証明のできる書類の提示を求められる場合がある。映画館でも同様に年齢を確認される場合がある。15歳以下の子供が映画館で、MA15+の映画を見る際は、保護者の動向が義務付けられており、映画のチケットも保護者が購入しなければならない。

(出典:Australian Classification 掲載の資料を元に作成)

(c) 制限カテゴリー（アダルト映画）

制限カテゴリー（アダルト映画）とは映画の視聴やコンピュータゲームの利用にあたって、法的制限が存在するカテゴリーである。以下の三分類が設定されている。

表110 制限カテゴリー（アダルト映画）の分類

分類名	概要
18歳以上限定（R18+：Restricted）	視聴者や利用者に影響の大きい性的なシーン、薬物利用等の内容を含むコンテンツ。視聴・利用は成人に限定されている。社会的犯行や攻撃性が含まれるものも該当する。このレーティングに分類されたコンテンツの購入、レンタル、視聴する際は、店頭や映画館で年齢が証明できる書類の提示を求められる。
18歳以上制限アダルト（X18+：Restricted）	18歳未満の閲覧を禁止している映像コンテンツ。露骨な性行為の描写やその他の性的な描写を含んでいる。このレーティングにぞくするコンテンツの販売、レンタルはオーストラリア首都特別地域かノーザンテリトリー準州のみで、他の州では禁じられている。
禁止（RC：Refused Classification）	このレーティングに属するコンテンツは、社会基準に照らして受け入れられないものや社会的に非常に大きな負の影響を与えるものである。映画、コンピュータゲーム、出版物でRCと分類されたものは、販売、レンタル、広告及び国内への輸入が禁止されている。

（出典：Australian Classification 掲載の資料を元に作成）

(d) 通信・メディア庁による制限がかかっているコンテンツ

上記のレーティングの内、通信・メディア庁がオンラインコンテンツに対して制限を設けているのは、以下の3種類のコンテンツである。

- 「禁止（RC）」あるいは「18歳以上限定アダルト（X18+）」に分類されたすべてのコンテンツ
- 「18歳以上限定（R18+）」に分類されているものの内、子供のアクセスを防ぐシステム（Restricted access systems）の対象となっていないコンテンツ
- 「大人の同伴必須（MA15+）」に分類されるコンテンツの内、子供のアクセスを防ぐシステムの対象外で有料のオーディオやビデオ

このいずれもが、暴力表現や性的描写、薬物の使用、非常に下品な言葉等が含まれ、子供への影響が大きいものが制限の対象となっている。

2008年、通信・メディア庁に対して、苦情や問い合わせ等で要望が強かったことから、インターネットに関する法律が改正され、スマートフォン等のアプリケーションやインターネット上に存在する大人向けコンテンツ（ClassificationによってMA15+あるいはR18+に該当するもの）を利用する際、コンテンツを所有するウェブサイト運営者やアプリケーションの開発者は適切な年齢確認をしなければならなくなった⁸⁴²。ウェブサイトのコンテンツによる分類は、他の映画等のコンテンツと同様に、連邦法を根拠法として設立されたレイティング理事会（Classification Board）によって、全て確認され分類されている。

また現在、ほとんどのソーシャルネットワーキングウェブサイトでは、アカウント作成時に年齢確認、制限を設けている。オーストラリアで人気の高いTwitterやMySpaceでは、アカウントを作成する際に利用規約にて、14歳以上であるかが確認され、14歳未満の場合はアカウントが作成できない。また、他の利用者が14歳未満と思われる利用者を発見した際は、報告するように呼び掛けている。

Facebookは13歳未満の利用を禁じているが、2013年5月の調査によると、8歳～12歳の少年の内、およそ4人に1人の割合で、Facebookを利用していることが分かった⁸⁴³。対象年齢に満たない子供のプロフィールは削除対象になっているものの、ソーシャルネットワーキングウェブサイトでは年齢を詐称し、アカウント登録している青少年も多く見られるため、オーストラリア政府はこれに関して、ソーシャルネットワーキングウェブサイトの運営者に、プロフィールの公開設定を初期設定で非公開にする、あるいはユーザーが承認した18歳以上のアカウントに対してのみ、公開するように提案している。

加えて、必要以上に個人情報を書き込まないようにすること、プライバシー設定を利用し個人情報を露出させすぎないこと、18歳未満のユーザーを検索できないようにすること、等が提案されている。

イ レイティング及びゾーニングの運用状況

オーストラリアのオンラインコンテンツは、ビデオゲームや映像作品、出版物等と同様に、分類スキーム準拠でレイティングが採用されている。2013年までは、ビデオゲームにR18+・X18+（過激な暴力描写を含む成人向け）カテゴリーは採用されておら

⁸⁴² Daily Tech, Australia Approves Mandatory Age Verification for Internet Content.
<http://www.dailytech.com/Australia+Approves+Mandatory+Age+Verification+for+Internet+Content/article10137.htm>（基準日2014年11月8日）

⁸⁴³ mediabistro, Facebook may face age restrictions in Australia.
http://allFacebook.com/Facebook-may-face-age-restrictions-in-australia_b51499（基準日2014年11月8日）

ず、ビデオゲーム規制について、業界からの批判も多くみられた。2013年1月によりやく、ビデオゲームに対してR18+分類が実施されている。

オーストラリアのレーティング規制は日本で採用されているCEROに比較して、厳しくなっており、オーストラリアでのゲーム発売を目指して、内容を変更せざるを得ないケースも存在した。

2014年8月には、レーティング制度を改善するために、今までレーティング理事会によって分類されていた海外製オンラインゲームが、これからは国際基準に合わせて規制されることとなった⁸⁴⁴。これによって金銭的、時間的に大幅な節約が見込めるようになっている。

オンラインコンテンツ分類の特色として、レーティング理事会だけではなくメディア・通信庁も仕分けの権限を持っており、レーティング理事会が分類していないコンテンツでも、メディア・通信庁により、禁止コンテンツの可能性ありとして、実質的には禁止コンテンツに分類されることもある。

(4) ウェブサイト運営者に対するガイドライン

ア ウェブサイト運営者に対するガイドラインの有無

2014年3月にインターネット産業協会 (Internet Industry Association) から、事業内容を引き継いで、通信連合 (Communications Alliance LTD) が発足した。通信連合は、オーストラリアのインターネットを利用事業者と消費者向けに、情報の提供、認定、ガイドラインの作成等、オーストラリアのインターネットビジネスの規範を与え、デジタル経済の成長を促している。

規範の管理を行っているのは通信・メディア庁で、規範の作成及び管理には、放送サービス法1992年版を基準に行われている。また、スパムメール等のEメールサービスに関する規範は、通信法1997年版やスパム法2003年版 (The requirement of the spam Act 2003) を基に作られている。

具体的には、「放送サービス法1992年版」と「通信技術を利用した双方向賭博に関する法律2001年版」に基づいた実務規範 (Code of Practice) が、インターネット・

⁸⁴⁴ IGN Games, GETTING DIGITALLY-DISTRIBUTED GAMES CLASSIFIED IN AUSTRALIA TO BE COST-FREE.
<http://au.ign.com/articles/2014/09/01/getting-digitally-distributed-games-classified-in-australia-to-be-cost-free> (基準日2014年11月8日)

サービス事業者及びコンテンツサービス事業者向けにそれぞれ課されている。放送サービス法附則5の第5部に基づいて、インターネット業界向けの規範や基準を登録し管理することが、放送サービス法附則5の第78項によって義務付けられている⁸⁴⁵。

インターネット・サービス業界向けの規範は、これまで3度の改正を経ており、現在は、2005年5月26日に登録された、インターネット・携帯コンテンツの実務規範が採用されている。この実務規範には、オーストラリア国内でのコンテンツの保持、アクセス、あるいはオーストラリア国外のコンテンツへのアクセスに関する実務規範が含まれている。

インターネット及びモバイルコンテンツに関する業界共通の規範：2005年5月26日登録⁸⁴⁶（Internet Industry Codes of Practice: Content Services Code for Industry Co-regulation in the Areas of Internet and Mobile Content）の要約は以下のとおりである。

- この実務規範の目的は、コンテンツ提供者、インターネット・サービス事業者及びモバイル通信事業者に、法的責任と義務又はコンテンツに関する問題に対しての取り組み等を記したガイドラインを示すこと。
- 青少年を不適切なコンテンツから守るために、明確かつ効率的で自主的にコンテンツを管理できるシステムを提供すること。
- インターネット利用者により安全にインターネットを利用できる環境の提供。
- 不適切なコンテンツに対する苦情があった際、公平かつ適切に対処することが含まれる。

また、上記で掲げた目的を達成するために、以下の原則に基づいて成り立っている。

- 実務的、実行的であると同時に、インターネットを現実と同等として扱うこと。
- 実務規範が技術的に中立であること。
- 要項が誰に対しても平等であること。
- 要項が商業能力に悪影響を与えないこと。
- インターネット上のコンテンツに対する責任は、利用者と提供者双方の同意がない限り、コンテンツ提供者側が負うこと。

⁸⁴⁵ Australian Communications and Media Authority, Online Codes.
<http://www.acma.gov.au/Industry/Internet/Licensing--I-want-to-be-an-ISP/ISP--ICH-responsibilities/online-codes>（基準日2014年11月8日）

⁸⁴⁶ Internet Industry Codes of Practice: Content Services Code for Industry Co-regulation in the Areas of Internet and Mobile Content. <http://www.acma.gov.au/~media/Online%20Content/Regulation/pdf/Internet%20Industry%20Codes%20of%20Practice%202005.PDF>（基準日2014年11月9日）

- 携帯電話向けコンテンツに関する責任は、モバイル通信事業者が負うこと。
この規範は事業者の種類に基づき以下の三つに分けられる。

オーストラリア国内のコンテンツ提供者に対する規範

オーストラリア国内でのアクセスを提供しているインターネット・サービス事業者向けの規範

国外からのコンテンツ提供者に対する規範

この規範の内、第6項～第10項、第15項、そして第18項が青少年のインターネットの利用に関連している項目である。概要は以下のとおりである。

オーストラリア国内でのコンテンツ提供者の義務及び責任

- 第6項 - コンテンツ提供者の一般的な義務と責任
- 第7項 - コンテンツ削除のお知らせと手続き
- 第8項 - 関連省庁による指導
- 第9項 - 禁止・制限コンテンツに係るお知らせ

インターネット・サービス事業者の義務及び責任

- 第10項 - アカウントの開設
- 第15項 - 携帯電話サービス事業者による制限コンテンツへのアクセスに関する適正措置
- 第18項 - 苦情の取り扱い

同様にコンテンツサービス事業者向けの基準、規範は、放送サービス法の附則7の第4部で、通信・メディア庁が放送サービス法附則7第101項に沿った登録と管理をすることを義務付けている。現在のコンテンツサービスに関する実務規範は、2008年6月24日に制定されている。

コンテンツサービスに関する業界共通の規範：2008年6月24日登録⁸⁴⁷（Internet Industry Codes of Practice: Content Services Code for Industry Co-regulation in the Areas of Content Services）の要約は次のとおりである。

⁸⁴⁷ Internet Industry Codes of Practice : Content Services Code for Industry Co-regulation in the Areas of Content Services. Available from <http://www.acma.gov.au/~media/Online%20Content/Regulation/pdf/Internet%20Industry%20Codes%20of%20Practice%20Content%20Services%20Code.PDF>（基準日2014年11月8日）

この規範の目的は、

- コンテンツ・ホスティングサービス事業者が法的義務に沿って、適切な過程を通してコンテンツに関する問題を取り扱うためのガイドラインを提示すること。
- 青少年からの不適切なコンテンツへのアクセスを防止するために、商業コンテンツサービス事業者による明確で、効率的、自主的に管理できるシステムを提供すること。
- インターネット利用によって、適切な情報、教育用、娯楽用デジタルコンテンツを取り扱う能力を促進すること。
- コンテンツに関する苦情の取り扱い方や適切な態度と公平に苦情を取り扱うために、分かりやすい苦情の取り扱いシステムの提供すること

この規範の本編の内容は、以下の六つである。

- コンテンツの評価と分類（レイティング）
- 苦情の取り扱い
- コンテンツ削除の要請
- インターネット上の安全性
- コンテンツへのアクセス制限システム
- チャットサービス（成人向けのチャット等）

この内、「コンテンツの評価と分類」と「インターネット上の安全性」の2項目が、青少年のインターネット利用と大きく関連している。

イ ウェブ運営者とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等に対する係争処理方法（民事紛争事例の有無、紛争の場合の係争処理の担当官庁）

2009年12月に政府は、放送サービス法を改正することで、オーストラリア国内全てのインターネット・サービス事業者に、オーストラリア国外から提供されている禁止（RC）に分類されたコンテンツに対して、フィルタリングを強制する計画があることを明かした。

しかし、この計画への反対意見は多く、結果的に強制的フィルタリングシステムの導入には至っていない。反対の主な理由として、フィルタリングシステムは抜け道を利用される可能性が高いこと、RCに分類されるコンテンツは実際にはインターネット上にはほとんど存在せず、プライベートでの交換等が主流であるためにフィルタリン

グの効果がないこと、フィルタリングを逆に利用してRCコンテンツが発見される可能性があること、非違法ウェブサイトまでブロックされる可能性があること等が挙げられた。

結果として、民間同士の紛争よりも、政府と反対派との紛争が目立っているのが現状である。通信・メディア庁が削除要請を出した例として、通信・メディア庁が保有しているブラックリストへのリンクを掲載したウェブサイトや、殺人映像を載せたウェブサイトがあげられる。

2010年1月には、アメリカにホスティングを置くウェブサイトの記事が、オーストラリアの先住民であるアボリジニに対する人種差別にあたるとして、Googleオーストラリアの検索エンジンより削除された例がある⁸⁴⁸。

(5) 青少年に対して危険性があるインターネット上の情報についての相談や苦情受付(窓口)等

ア 関連するニュース、トピック

攻撃的あるいは相手を辱める、不快な想いをさせる等、有害なコンテンツをインターネットに投稿する作業にはほとんど時間を要さないが、それらを除去するためには、多大な時間と労力が必要となることが問題視されている。有害コンテンツ投稿者に対して厳罰が下る可能性はほとんどなく、また投稿された画像等は他人に帰属するにもかかわらず、投稿者本人が被害者になりすましているため、被害者が加害側として疑われることも多い。

FacebookやTwitter等に投稿された有害コンテンツには、SNS運営側独自の報告システムがあるため、比較的簡単に投稿を除去できるが、有害コンテンツが一般のウェブサイトに掲載された場合、その除去は非常に時間のかかるプロセスになると、法律家は指摘している⁸⁴⁹。特にウェブサイトのホスティングが海外であれば、削除することが困難になっている。現状では、政府及び法律がインターネット犯罪に対して無力な場合も多く、今後の積極的な取り組みが期待されている。

⁸⁴⁸ The Sydney Morning Herald, Google agrees to take down racist site.
<http://www.smh.com.au/technology/news/google-agrees-to-take-down-racist-site-20100115-maxd.htm> (基準日2014年11月8日)

⁸⁴⁹ News.com.au, Deleting abusive online content a 'near impossible' task.
<http://www.news.com.au/technology/gadgets/deleting-abusive-online-content-a-near-impossible-task/story-fnda1lbo-1226639508201> (基準日2014年11月7日)

苦情相談受付プロセスとして、インターネット産業の実務規範によると、全てのユーザーは、サービスを提供しているインターネット・サービス事業者及びコンテンツサービス事業者に対し、コンテンツの検閲が不十分、内容が不適切・禁止されている等といったことがあった場合、苦情を申し立てることができる。苦情を受けた事業者は、提供されたコンテンツを調査し、必要があると判断された場合、当該コンテンツを24時間以内に非公開とし、レーティングの再評価を依頼する。

ユーザーと事業者との間で解決に至らない場合、事業者はユーザーに通信・メディア庁に通報する選択肢があることを伝える。通信・メディア庁が問題を調査し、そのコンテンツが不適切であると判断した場合、レーティング理事会にレーティングを依頼する。その結果、該当コンテンツが禁止コンテンツであるとみなされた場合、通信・メディア庁は事業者に対し、コンテンツ削除や閲覧制限等の通告を行う⁸⁵⁰。

イ 相談、苦情の傾向

近年、ネットいじめに関する相談が増加傾向にある。通信・メディア庁の調査報告では、8歳～9歳で4%、14歳～15歳で21%、更に16歳～17歳で16%がネットいじめにあっている。オーストラリアではネットいじめの割合が他の先進諸国より高く、ネットいじめが自殺につながるケースも数多く報告されており、保護者も敏感になっているテーマである。

また、オーストラリアではインターネット・ショッピングの利用者数が増加しており、2012年～2013年に、インターネット上で購入経験があった割合は、インターネット利用者全体の76%に達している。このことから、スパムメールや個人情報搾取等、オンライン詐欺についての相談・苦情も相対的に増えている。

ウ 行政による受付窓口

■ サイバー・サーフェティ・ヘルプ・ボタン (Cyber Safety Help Button) ⁸⁵¹

通信省が提供しているサービス。子供、青少年向けにインターネット上の安全に関する情報提供や、ネットいじめ、不審者からのコンタクト、スパムメール、ネット詐欺、不適切なコンテンツの処理方法等に対して、カウンセリングサービスを行っている。Cyber Safety Help Buttonのアプリケーションは自由にダウンロードでき、個人のコンピュータ上だけでなく、学校や図書館のネットワーク上でも利用されている。

⁸⁵⁰ Internet Industry Codes of Practice.
http://www.commsalliance.com.au/__data/assets/pdf_file/0003/44607/Internet-Industrys-Code-of-Practice-Internet-and-mobile-content-ContentCodes10_4.pdf (基準日2014年11月7日)

⁸⁵¹ http://www.communications.gov.au/online_safety_and_security/cybersafetyhelpbutton_download (基準日2014年11月7日)

■ ACMAホットライン (ACMA Hot Line ⁸⁵²)

通信・メディア庁のウェブサイト内に設置されており、オーストラリアからアクセス可能な有害、違法なオンラインコンテンツに関する苦情をonline@acma.gov.auにメールを送信するか、オンライン苦情フォームに入力することで苦情申し立てができる。Eメールでコンタクトする場合、禁止コンテンツであるとする理由、コンテンツのソース元 (URLやファイル名) 等、補足説明の提出を推奨している。

エ 民間、団体による受付窓口

■ キッズ・ヘルプ・ライン (Kids Help Line ⁸⁵³)

5歳～25歳までを対象とした24時間年中無休のカウンセリングサービス。電話やウェブ、メールにて、いじめ、親との関係、SNSについて等、多岐にわたる相談に対応している。

■ シンクUKKNOW (Think UKNOW ⁸⁵⁴)

オンライン幼児性的問題、有害コンテンツ、スパムメールや、ネットいじめ、詐欺、コンピュータウイルスについて、それぞれ受付可能窓口を紹介している。

4 青少年のインターネット利用環境に関する保護者団体、民間団体及び事業者の取組み

(1) 行政によるインターネット利用環境の整備に対する支援策

表111 オーストラリアにおける行政によるインターネット利用環境の整備に対する支援策一覧

支援、制度名	実施機関	概要
Cybersmart Program	通信・メディア庁	子供、青少年、保護者、学校関係者を対象にオンラインの安全性に関する情報提供及び啓蒙活動を行っている。
Cyber safety Help Button	通信省	子供、青少年向けにオンラインの安全性に関する情報の提供やネットいじめ、ネット詐欺等のネット被害に対して、カウンセリングを提供。

⁸⁵² <http://www.acma.gov.au/Citizen/Take-action/Complaints/Internet-content-complaints/online-content-complaints> (基準日2014年11月7日)

⁸⁵³ <http://www.kidshelp.com.au/teens/get-help/> (基準日2014年11月7日)

⁸⁵⁴ <http://www.thinkuknow.org.au/site/report.asp> (基準日2014年11月7日)